

2023年08月01日制定

エス・パックス株式会社

人権方針

私たちは、木質資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、「地域社会に貢献する」の経営理念に基づき、製品及びサービスの環境負荷の低減と汚染の予防と環境に有益な活動に取り組んでおります。

私たちの事業に関わる全てのサプライチェーンにおいて、人権はすべての人間が「生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である」ことを認識し、この責任を果たすように努めます。

人権の尊重

私たちは、企業に求められる社会的責任として人権を尊重いたします。

また、「国際人権章典」と国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が定める人権を尊重し、支持し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)」に沿って活動をいたします。

適用範囲

当社は、すべての役職員が人権尊重の責任を果たすように努め、製品及びサービスに関わる全ての取引先様に対し、人権の尊重に努めて頂くように期待いたします。

適用法令の遵守

事業活動を行う国・地域における法令を遵守し、国際的に認められた人権と各国や地域の法規制の間に矛盾がある場合は、国際的な人権原則を遵守します。

事業活動における人権対象

私たちは、自らの事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害いたしません。

また、自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合には是正に向けて対処し、人権尊重の責任を果たします。

人種、国籍または居住地、言語、性別、性的指向、性自認、宗教、障がい、皮膚の色、民族性、またはその他の特性によるあらゆる差別の禁止、ハラスメントの禁止、また人身取引を含む奴隷労働や児童労働を認めません。

最低賃金の確保、同一労働同一賃金、労働時間管理を含む長時間労働の抑制、結社の自由と団体交渉権を尊重し、安全で働きやすい職場環境を提供します。

リスクと仕組みの評価(人権DD)

自らの事業活動に関連した人権に対する負の影響を回避・軽減するための仕組みを構築し、継続的に実施いたします。

救済

私たちの事業活動において、人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、基準の手続きを通じて、その救済に取り組み、事業活動に関する懸念を通報できる窓口体制を継続します。

人権尊重の周知

社内において、一人ひとりが人権への理解を深めるための啓発を行っていきます。